

両立支援等助成金

労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度の導入や女性の活躍推進に取り組む事業主等に対して助成するものです。本助成金は次の6つの助成金・コースに分けられます。

- I 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金 … 事業所内の保育施設の設置・運営を助成
- II 子育て期短時間勤務支援助成金 … 子育て期の短時間勤務制度の導入・利用を助成
※平成27年4月9日までに育児短時間勤務を開始した労働者までが対象となり、
本コースは廃止となります。
- III 中小企業両立支援助成金（代替要員確保コース）… 育児休業取得者の代替要員を確保し、
かつ、休業取得者を原職または原職相当職に復帰させた場合に助成
- IV 中小企業両立支援助成金（期間雇用者継続就業支援コース）… 期間雇用者の育児休業取得
者を原職または原職相当職に復帰させ、6か月以上継続して雇用した場合に助成
※育児休業を終了した期間雇用者が平成25年4月1日以降平成28年3月31日までに
出た事業主が対象となります。
- V 中小企業両立支援助成金（育休復帰支援プランコース）… 「育休復帰プランナー」に
よる支援のもと、「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育児休業を取得
した場合及び当該育児休業取得者が復帰した場合に助成
- VI ポジティブ・アクション能力アップ助成金… 女性の活躍促進目標の達成を助成
※平成27年3月31日までに数値目標を掲載した事業主向けの経過措置です。

●上記の助成金に共通する支給要件として、以下の項目が挙げられます。また、それ以外にも各助成金に細かい支給要件がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページまたは沖縄労働局雇用均等室にてご確認ください。

- ① 「育児・介護休業法」に規定する育児休業、および育児のための短時間勤務制度を労働協約または就業規則に定めていること。
- ② 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主行動計画を策定し、その旨を管轄する労働局に届け出ており、かつ公表、労働者に周知させるための措置を講じていること。
- ③ 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ④ 労働保険料を適切に納付していること。など

★これより各助成金の説明に入りますが、紙面の都合上、助成内容等ごく一部の掲載に留めております。

ご活用を検討される際には、必ず、厚生労働省ホームページまたは都道府県労働局雇用均等室にて支給要件をよくご確認ください。

厚生労働省ホームページ 雇用関係助成金制度掲載ページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

または、厚生労働省トップページ <http://www.mhlw.go.jp/> を開き、検索窓に「雇用関係助成金」と入力して検索頂き、「事業主の方のための雇用関係助成金」と表示された項目を開くと、助成金制度の説明が掲載されたページへ進みます。

I 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

自社の労働者の雇用の継続を図るため、一定基準を満たす事業所内保育施設を設置する事業主等（※1）に対し、その設置、運営、増築に係る費用の一部を助成するものです。

職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主の取組の促進を目的としています。

1 事業主・1 事業主団体につき 1 施設が対象です。

※1 複数の事業主が共同して事業所内保育施設を設置・運営する共同事業主・事業主団体を含む。

助成内容

助成対象		助成対象経費	助成率	助成上限額
設置費		事業所内保育施設の建築または購入に要した費用	【大企業】 1/3 【中小企業】2/3	【大企業】 1500 万円 【中小企業】2300 万円 *運営開始初年度に支給決定額の 1/2 支給。要件を満たした場合、3~5 年度に残額支給
運営費	1~5 年目	現員 1 人当たり年額 34 万円（中小 45 万円）×現員 ※体調不良児対応型の場合は、年額 165 万円を加算 運営に要した費用(※)ー	—	【大企業】 1360 万円 【中小企業】1800 万円 ※体調不良児対応型の場合は、年額 165 万円を加算した額が限度
	いずれか低い方の額	{施設の定員総数（最大 10 人）×施設の運営月数×月額 1 万円（中小 5000 円）} ※保育士等の人件費と賃料（施設が賃貸の場合）		
増築費	増築の場合	定員を 5 人以上増員するため、安静室を設けるため、また、本助成金の支給要件を満たす施設に改修するための費用。	【大企業】 1/3 【中小企業】1/2	【大企業】 750 万円 【中小企業】1150 万円
	建て替えの場合	5 人以上の定員増を伴う建て替えに要した費用×増加する定員/建て替え後の施設の定員 支給要件を満たさない施設を新たに満たす施設にするための建て替えに要した費用	【大企業】 1/3 【中小企業】1/2	【大企業】 1500 万円 【中小企業】2300 万円 *増築費は、増築・建て替えに関わらず、設置費と同様運営開始の初年度と 3~5 年度の 2 回に分けて支給

【計画の認定申請期間】

建築工事着工などの 2 カ月前または運営開始予定日の 2 カ月前の日から運営開始後 1 年を経過する日の 2 カ月前までに申請してください。

【支給申請期間】

施設の運営開始日または運営再開日が 1 月 1 日~6 月末日の場合は 7 月 1 日~7 月末日の間に、また 7 月 1 日~12 月末日の場合は翌年 1 月 1 日~1 月末日の間に申請してください。

II 子育て期短時間勤務支援助成金

就業規則等により、少なくとも0歳から小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、初めて6か月以上利用した労働者がした場合、事業主に対して助成するものです。労働者が育児のために必要な時間を確保しやすい短時間勤務制度の普及促進を図ることを目的としています。

助成内容

企業規模	制度利用者1人目	制度利用者2人目以降(※2)
中小企業事業主	40万円	15万円
上記以外の企業	30万円	10万円

※2 1事業主あたり延べ10人(中小企業事業主は5人)を上限数とします

※3 平成27年4月9日までに育児短時間勤務を開始し、当該育児短時間勤務制度を6か月以上利用後、1か月以上継続雇用された日が平成27年12月31日までの労働者が対象となります。

【支給申請期間】

短時間勤務制度を6か月以上利用した日の翌日から起算して、1カ月を経過する日の翌日から2カ月以内。

III 中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース)

育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた事業主に対して助成金を支給するものであり、育児を行う労働者が安心して育児休業を取得しやすく、職場に復帰しやすい環境の整備を図ることを目的としています。

助成内容

育児休業取得者1人あたり(※4)	30万円
支給対象労働者が期間雇用者の場合	10万円加算

※4 最初に本助成金の支給決定を受けた育児休業取得者の育児休業終了日の翌日から起算して6か月を経過した日の翌日から5年間、かつ1年度に延べ10人を上限とします。

なお、くるみん認定企業の場合は、平成37年3月31日まで延べ50人まで

【支給申請期間】

育児休業終了日の翌日から起算して6か月を経過する日の翌日から2カ月以内。

IV 中小企業両立支援助成金(期間雇用者継続就業支援コース)

有期契約労働者(期間雇用者)について、正社員と同等の要件で利用できる育児休業制度を設け、育児休業取得者を原職復帰させた事業主に対して、助成金を支給するものであり、期間雇用者の継続就業を支援することを目的としています。

平成28年3月31日までに育児休業を終了し原職等に復帰した者を対象とする時限制度です。

助成内容

ただし、1事業主当たり延べ5人を上限とします。なお、同一の対象労働者については、再度の支給対象となりえません。

最初の支給決定の対象となる育児休業取得者	40万円
2人目から5人目の支給決定の対象となる育児休業取得者	15万円
休業終了後、正社員として復職した場合	1人目 10万円加算 2~5人目 5万円加算

【支給申請期間】

育児休業取得者の育児休業終了日の翌日(※子の1歳の到達日を超えて育児休業を取得した場合、子の1歳の誕生日)から起算して6か月を経過する日の翌日から2カ月以内。

V 中小企業両立支援助成金（育休復帰支援プランコース）

労働者の育児休業取得及び職場復帰を円滑にするため、育休復帰支援プランを作成及び同プランに基づく措置を実施し、育児休業を取得した労働者を育児休業後継続して雇用した事業主に対して、助成金を支給することにより、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主の取組を促し、その労働者の雇用の安定に資することを目的としています。

助成内容

（育休取得時）

- 労働者と面談を実施し、育休復帰プランナーの支援を受けて育休復帰支援プランを作成
- プランの実施により、育児休業予定者の業務の引き継ぎを行い、当該者が3か月以上育児休業（産後休業を含む）を取得

育休取得時の支給額 (1企業あたり1回限り)	30万円
---------------------------	------

【支給申請期間】

育児休業取得者の育児休業（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合には、産後休業）を開始した日から起算して3か月を経過する日の翌日から2か月以内。

（職場復帰時）

- プランの実施により、上記の対象となった育児休業取得者の育児休業中に職場に関する情報、資料の提供を実施
- 職場復帰前後に育児休業取得者と面談し、原職または原職相当職に復帰させ、6か月以上継続して雇用

職場復帰時の支給額 (1企業あたり1回限り)	30万円
---------------------------	------

【支給申請期間】

育児休業取得者の育児休業終了日の翌日から起算して、6か月を経過する日の翌日から2か月以内。

VI ポジティブ・アクション能力アップ助成金

女性がスキルアップを図り活躍できるように、女性の計画的な育成を図る環境整備を進めることを目的に創設された助成金です。

「女性の職域拡大」または「女性の管理職登用等」いずれかの取り組みについての数値目標を設定し、一定の研修プログラムを実施した上で、目標を達成した事業主に対して支給します。

※平成27年3月31日までに数値目標を「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」に掲載した事業主向けの経過措置です。

助成内容

企業規模	支給できる回数	支給額
中小企業事業主	1企業1回限り	30万円
上記以外の企業		15万円

☆女性活躍推進法(平成27年2月国会提出)が成立した場合は、一部内容を拡充して「ポジティブ・アクション加速化助成金」(仮称)を創設する予定です。

(制度概要) 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析を行い、課題解決に向けた「取組目標」と「数値目標」を含む計画を策定。取組を行い、各目標を達成した場合に段階的に助成金を支給。

【支給申請期間】

1月1日から6月末日までに目標を達成した場合は同年7月1日から8月末日まで。

7月1日から12月末日までに目標を達成した場合は、翌年1月1日から2月末日まで。